

第 2 部
逐 条 解 説

Chapter 9

没収に関する手続等の特例等

(第 32 条～第 40 条関係)

前述のとおり、平成27年改正により、営業秘密侵害罪に当たる行為によって得た財産等の任意的没収・追徴に係る規定(第21条第10項～第12項)が設けられた。個別法において、犯罪行為により得た財産等について没収・追徴規定を置く場合には、犯罪収益の没収・追徴に関する一般法たる組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下、「組織的犯罪処罰法」という。)を準用した規定や、同法に倣った保全手続、国際共助手続等に関する規定を置くのが通例である。そこで、本法においても、没収に関する手続等の特例(第7章・第32条～第34条)、没収及び追徴の保全手続に関する規定(第8章・第35条、第36条)、没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等に関する規定(第9章・第37条～第40条)が設けられた。

第1節 没収に関する手続等の特例 (第32条～第34条関係)

1 第三者の財産の没収手続等(第32条)

(第三者の財産の没収手続等)

第三十二条 第二十一条第十項各号に掲げる財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。第三十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第二十一条第十項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、

抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十一条第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

- 4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

趣 旨

第32条は、第21条第10項の規定により、①犯人以外の第三者が有する債権等を没収しようとする場合、及び②地上権・抵当権等の第三者の権利が存在する財産を没収しようとする場合における、当該財産の没収に関する手続について規定するものである。第三者が所有している「物」の没収手続については、一般法として「刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法」（昭和38年法律第138号。以下、「応急措置法」という）の規定が適用されるが、同法には、第三者が有する「物」ではない債権等の権利を没収しようとする場合、及び地上権・抵当権等の第三者の権利が存在する財産を没収しようとする場合を想定した規定が存在しないため、本条は、①及び②の第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができないこととした上で、その没収手続については応急措置法の規定を包括的に準用し、②の場合について若干の特則を規定したものである。

具体的には、第32条第1項及び第2項においては、①及び②の第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができないという原則を規定する。また、第32条第3項においては、第21条第11項において準用する組織的犯罪処罰法第15条第2項の規定により②の第三者の権利を存続させる場合の裁判の手続（同法第18条第3項及び第4項）、事後の補償（同条第5項）について規定する。本法第32条第4項においては、第1項及び第2項の没収に関する手続について応急措置法の規定を包括的に準用す

る。

2 没収された債権等の処分等(第33条)

(没収された債権等の処分等)

第三十三条 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第二十一条第十項の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるものとする。

趣 旨

第33条は、組織的犯罪処罰法第19条及び第20条を、不正競争防止法に基づく没収について準用するものである。

本条において準用する組織的犯罪処罰法第19条は、没収された物に関しては、その処分権が検察官の専権に属する(刑事訴訟法第496条)ところ、没収された債権等についても同様である旨を規定する(組織的犯罪処罰法第19条第1項)とともに、当該債権等の債務者への通知について定めるものである(同条第2項)。

また、同じく本条において準用する組織的犯罪処罰法第20条は、権利の移転について登記又は登録を要するような財産を没収する場合には、国がその登記又は登録を登記官その他の関係機関に嘱託する必要があるところ、没収により効力を失った処分制限に係る登記等(差押えの登記等)又は没収により消滅した権利の取得に係る登記(地上権・抵当権等の設定登記等)があるときは、これを抹消すべきであるため、それらの登記等の抹消を関係機関に嘱託することとしたものである。

3 刑事補償の特例 (第34条)

(刑事補償の特例)

第三十四条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

趣 旨

刑事補償法(昭和25年法律第1号)は、刑の執行による補償の請求について規定するものであるが、没収の執行による補償の内容に関しては、物の没収について規定するのみであるため、第34条において債権等の没収の場合にも同法の規定を準用して、物の没収の場合と同様に取り扱うこととしたものである。具体的には、その債権等がまだ処分されていないときは、これをその権利者に譲渡し、既に処分されているときは、その債権等の価額の保証金を交付することとなる。

第2節 保全手続

(第35条、第36条関係)

1 没収保全命令 (第35条)

(没収保全命令)

第三十五条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十項の規定により没収することができる財産(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに足る相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検察

官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、その処分を禁止することができる。

- 2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足る相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足る相当の理由があるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足る相当の理由があるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。
- 3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）の請求により、前二項に規定する処分をすることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第一節及び第三節の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

趣 旨

第35条は、没収対象となり得る財産について、それが処分される可能性があつて、その処分の結果、これを没収することができなくなつたり、裁判に参加させるべき者の範囲が拡大して審理が遅延する等の事情がある場合に、裁判官が、当該財産について処分を禁止する命令（同条第1項）及び当該財産に対する権利（地上権・抵当権等）の処分を禁止する命令（第2項）を出すことができる旨を規定したものである。

また、同条第1項及び第2項は起訴後の命令であるのに対して、起訴前であっても、同様の命令を発出することができる場合も規定している（同条第3項）。

その上で、これらの命令に関する具体的手続等については、組織的犯罪処罰法第4章の例によるものとして、包括的に同法を準用している（本法第35条

第4項)。この準用規定により、没収保全と滞納処分との手続の調整に関する政令(平成11年政令第402号)が、不正競争防止法に基づく没収保全についても適用されることとなる(本法第19条の2参照)。

2 追徴保全命令(第36条)

(追徴保全命令)

第三十六条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に関し、同条第十二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

趣 旨

第36条は、没収対象となり得る財産について、没収することができない場合又は没収することが相当でないと認められる場合であって、その価額を追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由があるとき、かつ、追徴の執行ができなくなるおそれがある又は著しく困難となるおそれがあるときに、裁判所又は裁判官が、被告人又は被疑者の財産の処分を一時的に禁止する命令をすることができる旨を規定したものである(第36条第1項、第2項)。

前条と同様、起訴前における追徴保全命令(第36条第2項)及び組織的犯

罪処罰法第四章の包括的準用（第36条第3項）についても規定している。

第3節 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等 (第37条～第40条関係)

第9章は、外国の刑事事件に関し、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があったとき、一定の制限事由に該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができる（第37条）とともに、共助に際して必要な手続上の規定についても措置するものである（第38条～第40条）。

1 共助の実施（第37条）

（共助の実施）

第三十七条 外国の刑事事件（当該事件において犯されたとされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二十一条第一項、第三項又は第四項の罪に当たる場合に限る。）に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

- 一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。
- 二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその

事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

- 三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき。
- 四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができる場合に当たるものでないとき。
- 五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。
- 六 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一項又は前条第一項に規定する理由がないと認められるとき。
- 2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

趣 旨

第37条は、没収・追徴の確定裁判の執行又は没収・追徴のための保全に係る国際共助手続の基本的な要件と制限事由について規定するものである。

第1項は、外国から共助の要請があった場合に、相互主義の下で共助を実施できることを規定するものである。そして、相互主義を保証するため、外国の刑事事件で問題となっている行為（以下、「当該行為」という）が日本で行われた場合に営業秘密侵害罪に当たらない場合（同項括弧書）や、当該行為が日本で行われた場合に（違法性阻却や責任阻却、公訴時効の成立等により）刑罰を科すことができない場合（同項第1号）、当該行為について既に日本国の裁判所に係属している又は既に日本国の裁判所において確定判決が出ている場合（同項第2号）、没収・追徴及び没収・追徴保全の共助において、その対象となっている財産が、日本国の法令によれば没収・追徴及び没収・追徴保全の対象とならない場合（没収について同項第3号、追徴について同項第4号）、外国における没収の確定裁判に係る手続において地上権者・抵当権者等の利害関係人が自己の権利を主張することができなかつた場合（同項第5号）、没収・追徴保全の共助において、当該行為が日本で行われたとして保全の必要性の要件を満たさない場合等（同項第6号）には、共助に応じることが制限されることを規定している。

第2項も、相互主義の観点から、没収の共助が要請されている財産に対して地上権・抵当権等の権利が存在する場合であつて、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合には、その権利を存続させることとしたものである。

2 追徴とみなす没収（第38条）

（追徴とみなす没収）

第三十八条 第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するもの

を没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

- 2 前項の規定は、第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

趣 旨

第38条は、外国において没収の確定裁判がなされた財産が、日本国の法令によれば追徴とすべき財産である場合があり、この場合には、手続上、その外国の没収裁判を、日本国内において執行することができなくなってしまうことから、その不都合を避けるため、当該没収を追徴とみなすことができる場合を規定したものである。

3 要請国への共助の実施に係る財産等の譲与（第39条）

（要請国への共助の実施に係る財産等の譲与）

第三十九条 第三十七条第一項に規定する没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。

趣 旨

第39条は、相互主義を保証するため、共助の要請国から、没収・追徴の共助の対象となる財産について譲与の要請があつた場合に、その全部又は一部を譲与することを可能とする規定である。

4 組織的犯罪処罰法による共助等の例 (第40条)

(組織的犯罪処罰法による共助等の例)

第四十条 前三条に定めるもののほか、第三十七条の規定による共助及び前条の規定による譲与については、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助及び譲与の例による。

趣 旨

第40条は、第37条から第39条に規定に係るその他の手続について、組織的犯罪処罰法の規定を包括的に準用する旨を規定したものである。